

# 農業委員会だより



## 丹後王国 SUMMER FESTA 2023(弥栄町)

8月5日～13日の間、道の駅 丹後王国「食のみやこ」で丹後王国 SUMMER FESTA 2023が開催されました。丹後産フルーツの販売やミニ水族館など丹後の農水産物のPRが行われました。

### 目次

2~3P **農を語る** 白川 徹さん(京丹後森本アグリ株式会社)

7P **ほいす 一声** 引野 禎人 委員

4~6P **お知らせ** 回答書にかかる意見交換会 他

8P **京丹後アグリ 瓦版** 農業委員会活動の「見える化」

# 農を語る



京丹後森本アグリ株式会社 社員

## 白川徹さん

しらかわ とおる

町内全域に点在していて、さらに毎年5haずつ増えている状況で、離農する農家さんが順番待ちされているほどでした。このときに、機械を積載車で運ぶのに必要になると思い、中型の免許を取りました。今でも免許更新時の深視力検査では緊張します。200枚程の田畑があり、場所や道順など覚えるのに半年かかりました。水稲(早生、中生、晩生)、大豆、採種、そば、野菜、年中忙しかったです。草刈りだけでも、役員、社員、バイトの5人程で回り、その間、他の作付けもするので1か月以上かかりました。集落から農協に早く刈ってくれと苦情があったこともあり。また、街中では農業機械の土落としての苦情も多かったため、今でも土の処理には敏感になっています。このころに、農業機械の扱い方や農作業の基本を学びました。

次に地域おこし協力隊として福井県池田町という所に行きました。ここでは役場の嘱託職員として池田町農業公社に向向して水田で米、大豆、そば、畑やハウスで野菜を作り、直売所でたまに販売応援もしていました。池田町は町ぐるみで色々な取り組みをされていました。公社の仕事は農地保全(耕作放棄となりかねない場所、例えば5月でも畔に根雪が残っている、日中でも動物が入っている田畑の管理など)、中核農家に対しての農地流動化を推進、循環型農

業の推進(町内で生ごみを回収し、牛糞ともみ殻を混ぜて発酵させ、堆肥を作り土壌改良)と「こんじょう」と名付け、その液を土壌改良の汗と名付け販売など)をしていました。町内でとれる野菜を使って加工して販売する施設もありました。

また、池田町では「生命にやさしい米づくり運動」として色々取り組みがなされていました。そのうちの1つが、田畑の畦畔に除草剤をまかないことでした。農協の購買にも置いていないほど徹底していました。職員と同じ扱いで皆とJGAP指導員の資格を取らせてもらいました。認証はとらないにしても良い農業への取り組みは今も続いています。池田町でお世話になった皆さんには知り合いの農家さんが作っている京丹後梨を送り続けています。

その後、京都に帰ろうと思い、何か情報はないかと京都府農業会議に電話すると、農大の時にお世話になった普及員さんがおられて、農大で農業法人等との交流会があると教えてくださいました。そこで出会ったのが今いる京丹後森本アグリ株式会社。役員さん達でした。集落営農法人だったので地域に入った方が良いと思いい、役員さんに区内に貸家はないかと相談すると丁度、お試し住宅として改築予定の家があり、そこに入れば良いと言ってくれました。三重・森本里力協議会の方々、京丹後

京丹後市に移住し、水稲を中心に地元密着型の経営をされている京丹後森本アグリ株式会社(大宮町森本)の社員としてがんばっておられる白川徹さんに自身の「農」について、語ってもらいました。

京丹後市に移住して5年目、農業に携わって13年目です。京都市の上鳥羽という九条ネギの産地が出身地です。農産物の加工に興味があり京漬物屋や京総菜屋で働いてきました。

30代半ばで脱サラして農業を始めたいと思い京都府立農業大学校(以下、農大)に行きました。非農家出身なので見る物すべてが初めてでした。特に先輩に紹介してもらった行った農家でのバイトではいろんな経験もさせてもらいました。バイト先のお父さんは日中、畑の畝立てや機械作業、草刈り等をされており、夜には20時と2時に田んぼの見回りをされるほど熱心でした。農閑期にはコンバインをばらして掃除と点検をされていました。「こんな大きな機械、ふりまわされそうで怖くて乗れそうにない。」と言うと「機械にのまれるな、同じ人間が出来ていることを出来ると思いなさい。」と言われていた言葉を今でも覚えています。お母さんは農協の総代をされていた経歴がある方で、日中は野菜の収穫と

管理作業、夜は出荷調整と袋詰め等、早朝には地域で直売する品物のとりまとめと忙しそうでした。忙しい中でも、バイトに行くとお昼ご飯を用意してくれました。「農家は何でもお金に変えなアカんの。売れない物は家で食べるの。」と言いながら、その日採れた野菜とくず米にレトルトカレーをかけただけでしたが、初めて食べたときはとても美味しいお米だと感動しました。お父さん、お母さんからは身をもって農業の厳しさを教えていただきました。

農大の2年間で習得できることは限られていると考え、刈り払い機を使いこなせるように空いた時間を利用して農大の敷地内で練習もしました。しかし、在学中に独立自営は難しいとわかり、農業法人への就農を考えました。初めは京都で探していましたが、それも年齢制限があり難しかったので、滋賀県で探しました。いっつか経験を積んで帰って来ると決意し、京都を離れました。

初めて就農したところは農協の子会社で受託面積は40ha程でしたが、

市の移住担当の方々に助けられて半年で移住ができました。大型トラクターに乗り、代掻きをしている時に「やっ」と京都に帰ってこられた」と涙がでてきたのを今でも覚えています。

京丹後森本アグリ株式会社は、少子高齢化で後継者が減少する森本地区で、先輩たちが培ってきた優良な田畑を守り、次世代に引き継ぎ、併せて地区の活性化を図るため、森本地区が中心となり地域で話し合い、圃場整備完了後の担い手として、地域住民が出資し、株式会社として平成22年に設立した会社です。この会社に農地を集積して農地が荒廃することのないように、農地を利用していくこと、会社運営役員も世代交代しながら、法人の柱となる人材を育成し、会社と地域農業の発展につなげることを目的にしています。

これまでを振り返ると農業をしてきたというより、地域の田畑を守るということを行ってきた感じが強いんです。私はこの会社初の正社員になり森本環境向上組合の構成員としても年2回の草刈りと電柵の管理をしています。

農作業全般を受け持ち、機械作業は畔塗りから秋おこしまで、会社経営としての農産物以外にも育苗ハウスを利用してトウモロコシや冬場の寒締めほうれんそう、地区の人が耕作できなくなった畑を利用して春

キャベツ、白ネギ等を作り、きちやりいな等で販売しています。会社の取組として、毎月、普及員さん、農協職員さん、市の職員さんも参加した運営会議をし、今後の方向性を確かめているのは良いことだと思っています。

森本地区には60haの田畑があり、今後、会社が担っていくことになりませんが、その為に今できることは農産物の販売先確保と人材育成、6次産業化を視野に入れていくことだと考えており、それに向けて自身も頑張っています。

文/白川徹さん



京丹後森本アグリ(株)が耕作している森本地内の圃場整備された1区画1haの水田

# 農地の所有権移転・転用・形状変更を行う場合は農業委員会への手続きが必要です！

農地は農地法による制限があるため、たとえ自分の農地であっても自由に売ったり、転用したりすることはできません。売買や転用などの計画がある場合は農業委員会事務局へご相談ください。

特に、農地転用については、申請書を作成されても許可されない場所(農振農用地やほ場整備された農地、10ha以上のまとまった農地の区域内にある農地など、良好な営農条件を備えており第1種農地と呼ばれる農地など)もありますので、まずは相談ください。

また、農地の形状変更や地目変更についても事前に相談をお願いします。

## 農地の所有権を移転する場合には許可が必要です。(農地法第3条)

農地を農地として耕作するために売買や贈与し所有権移転を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。これは、資産保有や投機目的などによる農地の取得を規制するとともに、農地を有効に利用できる人に委ねることを目的としています。

## 農地を転用する場合には許可が必要です。(農地法第4条・同法第5条)

農地転用とは、農地を住宅、駐車場、資材置場など農地以外の用地に転換することです。農地転用を行う場合には事前に転用許可が必要です。

農地の登記名義人自らが転用を行う場合は農地法第4条、登記名義人以外の方が売買や賃借などによって転用を行う場合は農地法第5条の許可を京都府知事から受ける必要があります。

ただし、登記名義人自らが所有農地において、農業のために必要な施設(農作業小屋、農業用資材置場、農道など)に転用する場合で、その面積が200㎡未満であれば、農業委員会への届出で転用できます。

## 農地の形状を変更する場合には手続きが必要です。

農地の利便性向上を図るために盛土などを行い、農地の形状を変更する場合は、事前に手続きが必要です。これは、優良農地の確保と周辺農地等への被害の防除を図ることを目的としています。

また、形状変更の施工規模が一定以上になりますと施工期間中に耕作ができないことから、一時転用の許可を京都府知事から受ける必要がある場合があります。

## 農業委員会定例会と申請締切日

農業委員会では、毎月1回(7日前後)定例会を開催し、農地法等に関する審査を行っています。

農地法等の申請は、毎月20日(20日が休祝日の場合は翌業務日)までに申請書等を農業委員会事務局へ提出してください。

## 農地法の許可を受けないと・・・！

農地法第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項の許可を受けずに権利移転及び転用がされた場合は、罰則「農地法第64条(3年以下の懲役または300万円以下の罰金)」「同法第67条(法人は1億円以下の罰金)」の適用がなされることがあります。また、形状変更については、計画以上の盛土を行うなど耕作以外の目的(宅地造成など)とみなされる場合は違反転用となります。



## 回答書にかかると意見交換会



農業委員会では、令和4年度に市長に提出した「農地等の利用の最適化の推進に関する施策についての意見書」に対する回答書の内容を協議し、より良い農業施策の実現に向けて市の担当部課長と意見交換会を7月5日に実施しました。

当口ははじめに意見書に対する回答を受け、その後、回答を掘り下げた質問や意見交換を行い、京丹後市の農業・地域の発展と農業施策の更なる充実を確認しました。

以下、回答書から一部抜粋して紹介します。

●地域と協働し、まちづくりを含めた営農環境を守る仕組み作りが急務であることから、農業者と地域が協働する取り組みについて、積極的に支援すること。地域計画の策定エリア及び計画策定に携わる関係者・機関の選定を行い、早急に策定に向けた協議の場を設けること。

【回答：農業振興課】  
地域計画の策定エリア、計画策定に携わる関係者・関係機関、計画策定に向けた協議の場については、他市町の状況を確認し、また市の施策との整合性も考慮し、検討しているところではあります。今後、地域との懸け橋となる農業委員会からの現況地図や目標地図の提供を受けるなど密接に連携しながら、地域計画策定に向けて検討を進めていきたいと考えています。

●農業者の高齢化と担い手不足は、市内全域で深刻な課題となっている。農業の将来を担う若手農業者グループの活動に対して援助を行い、将来のリーダー育成を支援すること。  
【回答：農業振興課】  
若手を含む農業者の活発な活動に対して、積極的に可能な範囲

で支援を行いたいと考えます。現在、市では若手農業者に対し新規就農者育成事業等により、行政支援を行っています。農業者の具体的な取り組み内容について、市へご相談いただき、現行の制度のご活用を検討いただければと考えます。

●補助金制度が複雑であることが多いため、簡易に申請できるように改善すること。また、農業者が相談しやすいよう、相談窓口を明確にすること。

【回答：農業振興課】  
申請手続きにあたりましては、税金を財源とした行政支援である以上、一定の客観性や透明性の担保が必要ですが、その上で申請者に分かりやすく負担が少なくなるよう、制度設計の段階から手続きの簡素化を図っています。

また、農業振興課では旧町ごとに担当者を配置し、京都府や国の補助制度など農業に関するどんなことでも相談いただけるようワンストップの窓口として対応させていただいており引き続き支援していききたいと思えます。  
町担当のみで対応できない場合は、担当者も同席するなど、課内で補完し合っていますが、極力、初動対応できるように、今後も

支援に関する情報を課内で共有するとともに各町担当職員でも理解を深めていきます。

●獣害対策について、防護柵の設置が進んでおり、補助金等の支援はあっても、地域の環境を守る人材が不足している。防護柵の設置に対する人的な支援の検討をすること。

【回答：農林整備課】  
広域化する鳥獣被害に対して、これまでから国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、既設防護柵の更新を含め、防護柵の設置に係る地元支援を行っています。また、令和2年度からは、基本的に地元負担なく設置することができ、令和5年度以降につきましても、計画的な事業実施等により、引き続き地元負担が生じることのないよう努めていきたいと考えています。  
なお、補助要綱上、防護柵の設置費用については補助対象外となっていますが、多面的機能支払交付金事業等での対応も可能ですので、ご活用ください。



ぼいす  
一声

『目標とされる農業』

農業委員

引野

禎人

(担当地区) 網野町高橋・公庄・郷・生野内・切畑  
・新庄・木津・俵野・溝野・浜詰・磯

私は京丹後市網野町で農業を営んでいます。水稲を10町と大根、ニラ、キャベツなどの加工野菜を作っています。8年ほど前から「郷地区」の仲間と「郷のこめ」研究会を立ち上げて、福井県・新潟県・飛騨高山・奥出雲などで研修を重ねながら米のコンテストに出品し、第3回京都プレミアム米コンテスト(158農業者から174点出品)では8人の中に選ばれ、入賞しました。このことは大きな自信になりました。自分の作った米がうまいと認められたようで本当にうれしかったです。

研修を重ねた中で、循環型農業の大切さを知りました。昨年は国営畑に規格外等で廃棄される食材を堆肥として使用しました。今年は水稲と国営畑に使用しています。できるだけ有機肥料を使い、化学

肥料を減らす取り組みができればと思っています。そのうえで美味しい野菜・米を作っていきたいと思っています。

ウクライナ侵攻があり、肥料・資材・燃料が高騰し、コロナ禍により米の価格も影響を受けるなど農業界は厳しい状態が続いています。丹後全体で農業を盛り上げられるよう農業委員として、また一農家としても頑張っていきます。

補足情報：京都プレミアム米コンテストとは、京都府内で生産されるトURREレベルのおいしいお米を発掘し、そのPRを行うとともに、京都府産米の生産技術向上につなげることを目的として、京都府主催で開催されているコンテストです。

全国農業新聞を購読してみませんか？

# 全国農業新聞

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。週刊紙の特性を活かし、大切な情報をわかりやすくまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読の申込みは京丹後市農業委員会へお気軽に連絡ください。

週刊 金曜日発行 月700円、年8,400円(消費税込み)

： 京都府立農業大学校 令和6年度 学生募集 ！

農業の担い手となる人材を養成するため、収益性の高い京野菜や宇治茶の生産と経営を学び、農業に従事する意欲のある学生を募集しています。

募集人員：20人程度(推薦入学を含む)

出願資格：学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の卒業生(令和6年3月卒業見込み)又は同等の学力がある者で令和6年4月1日時点で40歳未満の者

願書受付期間及び試験日程

推薦入学試験※	受付期間 試験日	令和5年 9月20日(水)～10月 4日(水) 令和5年10月27日(金)
一般入学試験(前期)	受付期間 試験日	令和5年12月 1日(金)～12月13日(水) 令和6年 1月12日(金)
一般入学試験(後期)	受付期間 試験日	令和6年 1月19日(金)～ 1月31日(水) 令和6年 2月16日(金)

※推薦入学試験：条件を満たす場合は、高校、大学、市町村、JA等の長の推薦による出願が可能です

学業期間：2年間(全寮制)

詳しくは下記にお問い合わせください。

【問】京都府立農業大学校(綾部市位田町松前30) Tel0773-48-0321

遊休農地の利用意向調査を行います。

今年も農業委員会では、①農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見を目的に、農地利用最適化推進委員と農業委員が担当区域ごとに市内の全農地の利用状況調査及び遊休農地と判断した農地の写真撮影を行いました。

この調査により、遊休農地として判断した農地について、農地法第32条(利用意向調査)に基づき、意向調査(11月～12月頃)を行います。農地利用最適化推進委員が調査票をもって、所有者または利用権設定者を訪問し今後の農地の利用について意向を伺いますので協力をお願いします。

なお、今後につきましても、必要に応じて、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が、農地の利用状態の確認等のため農地に立ち入ることがありますが、皆さま方のご理解、ご協力をお願いします。

問/農業委員会事務局 Tel69-0040

あぶない!

## 道路に泥を落とさないようにしましょう!!

田んぼや畑での農作業で、トラクタなどの農業機械を使用した後に道路へ出る際には、機械についた泥などをほ場で落としてから走行するようお願いいたします。車道や歩道に落ちた土や泥のかたまりは、自動車だけではなく、歩行者、オートバイ、自転車、車いすなどの通行の妨げになり、滑りやすく交通事故の原因にもなり、大変危険です。

作業を終えて自走により帰宅する場合やほ場への移動の行程などにより、除去や清掃がすぐにはできない場合もあるかと思いますが、やむを得ず道路に泥などを落としてしまった場合には、スコップ等で取り除いてくださるようお願いいたします。

環境美化と交通安全のため、皆様のご協力をお願いします。

# 京丹後アグリ 瓦版



## 農業委員会活動の 「見える化」

京丹後市農業委員会は、委員会活動の「見える化」として市内のイベント等に参加しています。今年は6月1日の「桃山の里ふれあいフェスタ2023」（主催：桃山の里ふれあいフェスタ2023実行委員会）に参加しました。農業委員会ブースを出展し、地元農産物のPRとして委員が栽培した農産物の販売や、相談コーナーを設けて農地相談と農業者年金加入推進、全国農業新聞促進を行いました。

京都府農業会議や京都府、京丹後市などの関係機関と連携することはもちろんですが、地域の方々とふれあい、協力をえることが、農業委員会の主な業務である農地利用の最適化の推進に必要なことです。イベント等への参加だけでなく、地域の話し合い活動などにも積極的に参加しますので、ご理解・ご協力をよろしく願います。

京丹後市農業委員会  
（写真は、「桃山の里ふれあいフェスタ2023」当日の様子）

## 農業者年金に加入しましょう

- 1 農業従事者なら広く加入できます  
(20歳以上60歳未満、国民年金第1号被保険者、年間60日以上農業に従事)
- 2 積立方式の確定拠出型年金です  
(加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です)
- 3 終身年金であり、年金は生涯受給できます  
(80歳までにお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします)
- 4 公的年金であるため、税制面で大きな優遇措置があります  
(支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります)
- 5 通常加入なら、保険料の額は自由に選べ、いつでも見直しできます  
(月額2万円から6万7千円まで、千円単位で選択できます)
- 6 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります  
(一定の要件を満たした担い手【認定農業者・認定就農者等】は、保険料の補助が受けられます)



●農業者年金 CM



<https://youtu.be/VlaVEE1mYGQ>